

ドイツワイン・ケナー称号授与規程

(名称)

第1条

称号はDeutsche Weinkenner (ドイツワイン・ケナー)
Hervorragende Deutsche Weinkenner (ドイツワイン・上級ケナー)
Ehren Deutsche Weinkenner (ドイツワイン・名誉ケナー)の3種類とする。

(目的)

第2条

一般社団法人日本ドイツワイン協会連合会(以下「連合会」という。)は、ドイツワイン愛好家を対象として、ドイツ文化及びドイツワインに対する学術知識、官能判定を厳正な試験の結果、審査する。認定には称号に相応しい教養及び資質を備えていることを加味する。これにより、ドイツワインを通じて日独国際親善に寄与し文化交流を深る。本規程はドイツワインケナー、上級ケナー、名誉ケナー呼称資格の称号の授与に関連する事項を定めることを目的とする。

(試験の方法)

第3条

当会が選定する試験委員会により年一回認定試験を行う。試験は、筆記試験及び試飲試験とする。

(認定・取消・再交付)

第4条

- 1 試験委員会の判定により認定する。認定合格者に通知し、登録料を納入後、認定状、資格登録証及び胸章(バッジ)を授与する。なお、胸章は貸与されるものとする。
- 2 連合会は称号の名誉及び信用の維持・向上に努めなければならない。被認定者が胸章等を第三者に貸与・転売・譲するなど称号の名誉及び信用の維持を妨げる取消事由に該当する場合、連合会は認定を取り消すことができる。取消事由は別途定め公開しなければならない。
- 3 資格登録証及び胸章は再交付できることとし、その取扱いは別途定めるものとする。

(受験資格)

第5条

ドイツワイン・ケナーは年齢満20歳以上とする。実務・就労経験は問わない。ドイツワイン・上級ケナーはドイツワイン・ケナーの称を有する者とする。

(名誉ケナー)

第6条

当会が委嘱する審査委員会によって、ドイツワインに対する知識、教養並びにドイツワイン文化の発展に寄与しドイツワイン・名誉ケナーに相応しい資質を備えていると認められる者に授与する。

(財務)

第7条

当時行を遂行するための運営費は、受験者の受験料、合格者の登録料、その他当会が行う事業の収入によってこれを賄う。

(名簿の管理)

第8条

連合会は認定合格者の名簿を適切に管理しなければならない。また、連合会は、個人情報保護法及び関連諸規程等に抵触しない範囲で認定合格者数等の情報をドイツワイン基金本部他の関係機関に対し必要に応じ提供できる。

(規程の変更)

第9条

規程の変更は連合会理事会の決議による。

(その他)

第10条

この規程に定めるもののほか称号の授与に必要な事項は、連合会が別に定める。

附則

- 1 この改正は、2022年6月25日から施行する。